

# 平成 31 年度いたばし花火大会 有料席運営業務委託基本方針

1 開催日時 平成 31 年 8 月 3 日 (土) 19 時～20 時 30 分

(荒天の場合は翌日に順延。翌日も荒天の場合は中止)

## 2 有料席仕様

(1) 対象範囲：第 5～13 エリアの上・下段・平面の各エリア (下表参照)、及び陸上競技場

	5	6	7	8	9	10	11	12	13
平	○	○	×	×	×	○	○	○	○
下	○	○	○	△	△	○	○	○	○
上	○	○	○	△	△	○	○	○	○

※ ○=設置可、△=一部設置可、×=対象外



(2) 全席・全区画、指定とすること。

(3) 原則全席禁煙とすること。また平面エリアに喫煙所を設けること。

(4) 平-5・6・10・11・13 及び陸上競技場にはトイレ (幅約 10 ㍓) 設置場所およびトイレへの整列スペースを確保すること。

(5) 平-5・6・10・13 には売店 (幅約 6 ㍓) 設置場所および売店への整列スペースを確保すること。

(6) 席数及び平均単価は下記のとおりとする。

※総席数：約 30,000 席程度 平均単価：約 4,000 円

## 3 有料席運営業務

(1) チケット販売業務

① 全席指定チケットを発券し、販売すること。

② 定員 2 名以上の有料区画を発券する場合、定員数分のチケットを発券すること。

③ 販売にあたっては、板橋区民に対する優先販売期間を設けること。

④ チケット販売を委託するチケットエージェンシーは指定しない。

## (2) チケットに対する問合せ対応

① チケットや花火大会に関する電話問合せに対応すること。

② 業務完了後、問合せ件数や問合せ内容について「問合せ報告書」を作成し、委託者に提出すること。

## (3) 広報活動

① 有料席販売促進を促す PR 活動を行なうこと。

② 花火大会の各種情報を提供するためホームページを作成・運営すること。

## (4) 有料席設営等

① 会場設営：花火大会開催日前 1 週間程度

② 撤収期間：花火大会翌日より 4 日間程度

③ 区画表示・案内看板等

ア 花火大会会場内の有料席エリアに、それぞれの定員に合わせて区画割を行なうこと。

イ 各区画には、席番号をわかりやすく表示すること。

④ 設営上の注意点

ア 雷雨時など来場者のパニックも想定して、安全誘導に配慮した有料席の設営を行なうこと。

イ 河川敷内では強風・風雨等も予想されるので、設置にあたっては、十分な強度を確保すること。

ウ 河川敷は昼夜を問わず、人の出入りがあるので、設営にあたっては事故などがないように十分配慮すること。

エ 有料席運営業者のほか、複数の業者が作業にあたるので、連携して設営を行うこと。

オ 設置にあたっては、器物を損壊しないよう十分留意するとともに、撤去にあたっては現状復帰を行なうこと。

## (5) 有料席会場整理

① 有料席エリア周辺及び有料席への来場者の導線に会場整理員を配置し、有料席チケットの確認・有料席の会場整理にあたること。なお、有料席エリアの警備については主催者側が担当する。

② 会場整理員は雷雨時など来場者のパニックも想定して、配置箇所・人数を決定すること。

## (6) 会場内放送

花火大会開催中及びその前後の時間帯での会場内放送について、委託者と協議しつつ、放送原稿の作成及び必要な楽曲の用意等を行い、当日に放送すること。

## (7) アンケート実施

① 花火大会終了後、有料席観客・招待席観客・一般席観客のそれぞれに対し、来場者アンケートを実施すること。

② アンケートの回答後は、集計結果を報告書として提出すること。

## (8) 企画立案・各種調整

① いたばし花火大会の円滑な運営に関して必要な助言等を適宜行うこと。

② ①に伴い事務局の求めに応じて各種打合せに参加すること。

③ 協賛企業の獲得

## 4 最終収益及び各種管理手数料

(1) 有料席事業に伴う最終収益の下限額は 37,000 千円とする。

(2) 有料席事業の運営に関して発生した経費に対し、15%を上限に運営管理手数料として経費として計上できるものとする。

(3) 有料席事業の運営に伴い獲得した協賛金については、20%を上限として協賛営業手数料として経費に計上できるものとする。

(4) 本業務の履行にかかわるすべての経費（受託者の管理手数料含む）は、本業務の履行により得た収益からまかなうこととし、不足が発生した場合についても観光協会に補填を求めることはできない。

## 5 その他

(1) ノベルティグッズなどを配布する場合は、環境に配慮した材質または来場者が持ち帰って使用できる物にすること。

(2) 花火大会中止に伴うチケットの払い戻し及び本業務の履行に伴い発生した事故等については、受託者の負担で対応すること。

(3) 協賛募集などを行う場合には、観光協会で行っている協賛募集内容と整合性を保つこと。